

今、憲法問題を語る — 憲法問題対策センター活動報告 —

第100回 自衛隊中東海域派遣反対会長声明

憲法問題対策センター委員長代行 菅 芳郎 (45期)

A: 東京弁護士会は、2月6日に自衛隊の護衛艦「たかなみ」の中東海域派遣に反対する会長声明*1を出したんだって？

B: そうだね。昨年12月末の派遣閣議決定に合わせて出した反対声明、本年1月の対潜哨戒機派遣に反対する会長声明に続いて、今回は3度目になるね。

A: 同じような声明を繰り返しているだけじゃないか。

B: 同じような行為が繰り返されるなら、何度でも出すのが正しいと思うけど。

A: しつこいようだけど、弁護士会が自衛隊の活動について対外的なコメントを出すなんて、政治的活動で、中立性に反するんじゃないのか。

B: いつも引用して恐縮だけど、日弁連のスパイ防止法案反対決議に関する東京高裁1992年（平成4年）12月1日の判決が「弁護士法1条2項に定める法律制度の改善に努めるために、法理論的な見地からの意見である限り、会の目的の範囲内である」といっている趣旨からすると、セーフだと思うけど。

A: でも、今回の声明は、政治的なものじゃないか？

B: 2019年12月27日付け会長声明*2をよく読んでほしいな。要点は、派遣の法的根拠の点、つまり防衛省設置法4条18号の「調査及び研究」を根拠とする点を、防衛省設置法自体が「自衛隊の任務、行動及び権限等は自衛隊法に定めるところによる」（法5条）としてることとの関係で無理がある、つまり法治主義に反するという批判と、派遣対象地域の危険性の高まりを考えると、偶発的に戦闘行為に巻き込まれるおそれなどもあるから、こういう危険な地域に派遣することは、憲法9条の恒久平和主義にも反する疑いが強いという批判だから、法論理的な見解だよ。

A: しかし、日本の船舶の保護はどうするんだい。

B: う～ん、でも今回は、日本の船舶を守るための海外派遣ではないはずだね。国連のPKO活動ではない

し、アメリカ主導の多国籍軍の一員としての活動でもない我が国独自の活動であるとされているけど、必要に応じて海上警備活動に切り替えるとも言われているから、偶発的な武力行使につながるおそれがあるわけで、法的根拠が疑わしいし、国会の関与も弱いから…。

A: 取りあえず派遣の法的根拠はさておき、現場では、あらゆる事態に対応する必要があるだろう。そういう意味では、現場の対応については、安保法制上、武器防護の規定もあるし、後方支援だって可能なんだから、法的根拠はあるよ。

B: そういう規定自体、憲法違反だと反対してきたはずだよ。根拠もあいまいなまま出動し、現場の判断で武器使用を認めるなら、武力行使を限定してきた9条の歯止めは無くなってしまうと思うけど。

A: じゃあ、何度も言うけど、日本の船舶の安全を守らなくてもいいのかい？

B: 海外での問題は、できるだけ危険な地域での活動を避けることを徹底して、船舶も安全な航路を選ぶべきだよ。そして、安全を脅かす勢力が犯罪的な「海賊行為」などのレベルであるのか、国家に類する組織による「武力行使」などであるのかにもよって違うから、まずは、あくまでもその国の警察権を尊重しなければならないし、その地域の他国の軍隊の活動などとの関係もあるから、我が国が安易に自衛隊を派遣すること自体、常に慎重でなければならないと思う。

A: じゃあ、君は、何をすべきだというんだい。

B: 憲法9条のもとで、違憲とされるべき法律を廃止ないし改正し、自衛隊の海外での活動について、きちんとした法整備をすることを急ぐべきだと思う。

A: そんな悠長なことでもいいのかい。

B: 我々は、日ごろから、常にこういう議論を深める必要があると思うけど。

(…やはりA君とB君の議論は、尽きない)

* 1 : <https://www.toben.or.jp/message/seimei/post-567.html>

* 2 : <https://www.toben.or.jp/message/seimei/post-561.html>